

# 証券検査を巡る最近の動向について ～平成26年度証券検査基本方針と最近の指摘事例～

平成26年10月29日

証券取引等監視委員会事務局

証券検査課長 松重 友啓

# 目次

前提1. 検査対象業者数の推移	1
前提2. 金融モニタリング・レポート(抄)	2
1. 証券検査実施状況	3
2. 証券取引等監視委員会の勧告等の推移	4
3. 証券監視委 第8期活動方針(抄)	5
4. 平成26年度証券検査基本方針のポイント	6
5. 最近の主な検査指摘事項等	10
6. 適格機関投資家等特例業務届出者に関する証券検査の状況	22

## 前提1. 検査対象業者数の推移

	1992年	2007年 3月末		2014年 3月末
国内証券会社	216 *1	310	第一種金融商品取引業者	278
外国証券会社	49 *2			
金融先物取引業者	216 *3	196		
証券業務(窓販)の認可を受けた金融機関	619 *4	1,182	登録金融機関	1,107
投資顧問業者	433 *5	959	投資助言・代理業者	1,008
投資信託委託会社	20 *6	123	投資運用業者	314
投資顧問業者(一任)	155 *7	146		
証券仲介業者	不詳	591	金融商品仲介業者	791
商品投資販売業者(証券取引法対象外)	不詳	97	第二種金融商品取引業者	1,272
信託受益権販売業者(同上)	不詳	597		
抵当証券業者、集団投資スキーム(ファンド)、等(同上)			適格機関投資家等特例業務届出者	3,022

(無登録業者)

\*1 1992年12月末

\*2 1992年6月末

\*3 1993年5月末

\*4 1992年7月末

\*5 1992年6月末

\*6 1992年3月末

\*7 1992年6月末

## 前提2. 金融モニタリング・レポート(抄)

※平成26年7月4日公表

### 3. 投資信託販売業務態勢

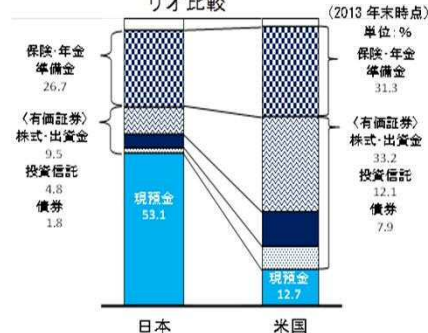
#### (1) 問題意識

##### ①資産形成商品としての投資信託の役割等

日本の家計金融資産は約 1,600 兆円に上る。このうち 50%超が現金・預金であるのに対し、株式・投資信託の割合は 14%程度となっている。また、資産規模の推移を見ると、1993 年からの 20 年間で、約 1.5 倍に拡大している。

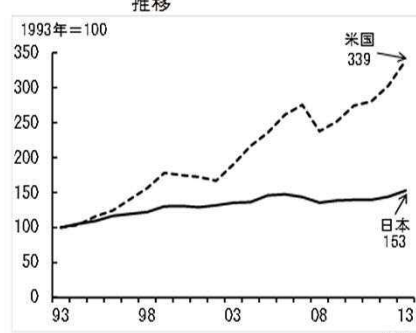
他方、米国の家計金融資産では、現金・預金が 13%程度にとどまる一方、株式・投資信託の割合が 45%に上っており、資産規模は 1993 年から約 3.4 倍に拡大している(図表Ⅲ-3-1、Ⅲ-3-2)。

図表Ⅲ-3-1 日米の家計金融資産のポートフォリオ比較



(出典) 日本銀行、FRB

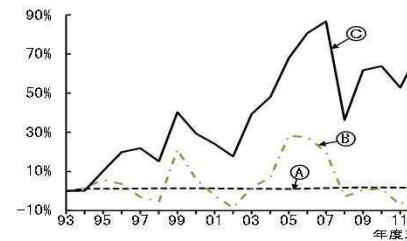
図表Ⅲ-3-2 日米の家計金融資産の規模の推移



(出典) 日本銀行、FRB

このように資産規模の拡大に差異が生じた背景の一つには、両国における家計金融資産のポートフォリオの違い(特に株式や投資信託といったリスク性資産の割合)があると考えられる。日本ではこの時期、デフレが続いており、元本保証資産である現金・預金の保有が有利であったとも考えられるが、例えば、国内外の資産に対して、一定金額を定期的に中長期にわたり分散投資していれば、次頁図表Ⅲ-3-3 の試算の“C”のように、世界経済の成長を反映したリターンが実現できた可能性もある。

図表Ⅲ-3-3 グローバルな分散投資の収益の試算



運用方法	リターン(年平均)
A 定期預金で積立運用	0.1%
B 国内の株・債券に半分ずつ積立投資	0.1%
C 国内・先進国・新興国の株・債券に1/3ずつ積立投資	3.6%

(注1) 各計数は、毎年同額を投資した場合の各年末時点での累積リターン(為替ヘッジ無し)。

株式は、各国の代表的な株価指数を基に、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。

債券は、各国の国債を基に、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。

(注2) 「リターン(年平均)」は、累積リターンを運用年数で除したもの(以下、図表Ⅲ-3-10及び図表Ⅲ-3-11において同じ)。

(出典) Bloomberg

日本の家計金融資産は世界有数の規模であり(図表Ⅲ-3-4)、家計金融資産を効果的に運用し、個人の安定的な資産形成を進めていく重要性は大きい。

図表Ⅲ-3-4 主要先進国の家計金融資産の規模比較(2013年末時点)

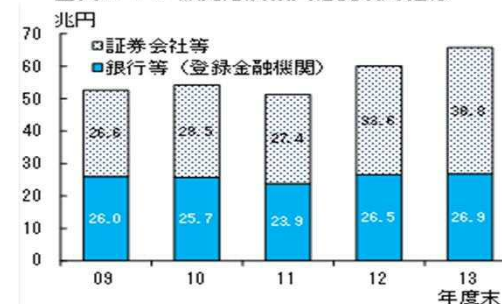
	家計金融資産 [兆円]
米国	6,976
日本	1,644
イギリス	846
ドイツ	745
フランス	640
イタリア	549
カナダ	515

(注) 1ドル=104.9円、1ポンド=98.6円、1ユーロ=144.5円、1ポンド=173.2円で換算

(出典) 日本銀行、FRB、EOB、OECB

個人が、資産形成において様々な資産に分散投資を行う手段として、投資信託は重要であるが、日本においては、投資信託による運用は家計金融資産の 4.8%にとどまっている(前出図表Ⅲ-3-1)。このうち、銀行を窓口として購入されたものが残高基準で 4 割強に上っており、銀行による投資信託販売業務は重要な役割を担っている。

図表Ⅲ-3-5 販売態別投資信託残高推移




(注) 公募株式投資信託についての数値。

(出典) 投資信託協会

# 1. 証券検査実施状況

業務の種別等	年 度							検査対象 業者数(※)
	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度 (~9月末)		
第一種金融商品取引業者 (証券会社等)	91	91	85	57	69	32	278	
登録金融機関(銀行等)	24	28	32	28	9	1	1,107	
投資運用業者 (投信会社・投資一任業者等)	18	15	9	36	16	4	314	
投資法人(J・リート等)	9	6	2	0	3	1	60	
信用格付業者	—	0	4	3	0	0	7	
第二種金融商品取引業者 (ファンド販売業者等)	22	6	14	20	108	36	1,272	
投資助言・代理業者	45	36	40	40	29	17	1,008	
適格機関投資家等特例業務届出者 (プロ向けのファンド販売業者等)	1	2	6	21	23	8	3,022	
金融商品仲介業者	1	1	9	9	8	6	791	
自主規制機関等(日本証券業協会 等)	5	1	0	0	3	0	13	
その他	0	0	1	0	3	1		
合 計	216	186	202	214	271	106		
問題点が認められた業者等	125	105	87	102	118	64		
証券検査結果に基づく勧告	21	19	16	18	18	13		



**検査対象  
業者数  
延べ約8千社**

※検査対象業者数は平成26年3月末時点

## 2. 証券取引等監視委員会の勧告等の推移

### ●金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告

年度	23	24	25	26
勧告件数	16	20	18	13
検査結果に基づく勧告	16	18	18	13
うち委員会検査実施分	7	7	6	6
うち財務局等検査実施分	9	11	13	8
取引調査・犯則事件調査に基づく勧告	0	2	0	0

(注)平成25年度・平成26年度の検査結果に基づく勧告には、委員会及び財務局が実施した検査に基づくものを一つの勧告として行っていたものがあり、これについては内訳として委員会及び財務局にそれぞれ計上したため、合計数と一致しない。

### ●無登録業者・無届募集等に対する裁判所への禁止命令等の申立て

年度	23	24	25	26
申立件数	3	1	2	4

(注)表中の平成26年度における勧告件数及び申立て件数については、9月末時点の件数を記載。

## 3. 証券監視委 第8期活動方針(抄)

(平成26年1月公表)

公正な市場の確立に向けて ～「市場の番人」としての今後の取組み～

1. 証券監視委の使命・・・市場の公正性・透明性の確保と投資者の保護を目指して市場を監視
2. 基本的な考え方・・・金商法の累次の改正、ITの活用等による金融商品・取引のイノベーションの進展、海外との間のクロスボーダー取引の拡大等に対応するため、市場の動向を常に注視し、対応を要する問題にタイムリーに取り組む。
  - (1) 機動性・戦略性の高い市場監視
  - (2) 市場のグローバル化に対応した監視力の強化
  - (3) 市場規律の強化に向けた取組み
3. 重点施策
  - (1) 情報力に支えられた機動的な市場監視
  - (2) 重大・悪質な不公正取引や虚偽記載等への厳正な対応
  - (3) ディスクロージャー違反に対する迅速・効率的な開示検査の実施
  - (4) 不公正取引等に対する課徴金制度の活用
  - (5) 検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施
  - (6) 詐欺的な営業を行う悪質業者等への対応
  - (7) 情報発信の充実
  - (8) 自主規制機関等との連携



## 4. 平成26年度証券検査基本方針のポイント(1)

### 基本的考え方

#### 証券検査の役割

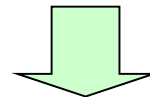
- 金商業者などの法令違反行為に厳正に対処し、市場に警告
- 金商業者などの自己規律を促し、安心して投資できる環境を保つ

#### 証券検査を巡る環境

- 検査対象業者の拡大・増加  
(全体で延べ約8,000社規模)
- 金融商品・取引の多様化・複雑化

#### 検査を巡る現下の課題

- AIJ問題、増資インサイダー問題、MRI問題などの重大事案の発生
- ↓
- 個別の法令違反の検証だけでなく法令遵守意識・職業倫理の向上による投資者の信認の回復が必要



#### <検査対象先の特性に応じた効率的・効果的で実効性ある証券検査のための取組み>

- ・ 業態、顧客の特性、金融商品・取引に対するリスク感度を高め、情報の収集・分析能力を強化
- ・ 業態、規模その他の特性、個別業者の問題点等を勘案し、リスク・ベースで検査対象先を選定



## 4. 平成26年度証券検査基本方針のポイント(2)

### 検査実施方針

- ① 大規模な証券会社グループに対するオン・オフ一体による検査・モニタリングの実施
  - 内部管理態勢及びリスク管理態勢について検証を行いつつ、監督部局とも連携し、年間を通じたオフサイトでのヒアリング等を踏まえ、効果的・効率的なオンサイトでの検査を実施
- ② 第一種金商業者に対する検査の実施における金融庁との連携強化
- ③ 第二種金商業者のうち多数の個人投資家向けにファンドの販売等を行うものに対する継続的な検査の実施
  - MRI問題等(出資金の流用、顧客に対する虚偽告知等)を踏まえた対応
- ④ 投資運用業者(投資一任業者を含む。)に対する継続的な検査の実施
  - 平成24年度から実施してきた集中的な検査で判明した問題点等を踏まえ、デュー・ディリジェンス及びモニタリングの実効性等に着目した継続的な検査を実施
- ⑤ 第二種金商業者及び投資助言・代理業者に対する登録事項検査の実施
- ⑥ 悪質なファンド業者・無登録業者に対する厳正な対応

## 4. 平成26年度証券検査基本方針のポイント(3)

### 重点検証項目

- ① 高齢顧客やNISA利用者への勧誘・説明態勢の整備状況
  - 高齢の顧客や少額投資非課税制度(NISA)を利用する投資知識・経験の浅い顧客に対する勧誘・説明態勢の整備状況に係る検証
- ② 法人関係情報の管理状況
- ③ 反社会的勢力との関係遮断に向けた組織的な対応状況
  - 経営陣の適切な関与の下、一元的な管理態勢を構築し、反社会的勢力との取引の未然防止、既存の契約の適切な事後検証及び取引解消に向けた取組みの実施状況に係る検証
- ④ 財務の健全性等の状況
- ⑤ 海外のファンドの販売等を行う者におけるデュー・ディリジェンス及びモニタリング、顧客勧誘等の状況
  - ファンド及びその設定者・運用者等に対する商品のリスクを反映した十分かつ適切なデュー・ディリジェンス及びモニタリングの実施状況に係る検証
  - 適合性の原則を始めとした投資者保護の観点からの顧客勧誘等の状況に係る検証

## 4. 平成26年度証券検査基本方針のポイント(4)

### ～証券検査基本計画～

第一種金融商品取引業者（登録金融機関を含む。）、第二種金融商品取引業者、投資運用業者等及び信用格付業者	150社（うち財務局等が行うもの110社）
投資助言・代理業者、適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品仲介業者等	随時実施
登録事項検査	登録件数等に応じて実施
自主規制機関等	必要に応じて実施
無登録業者	必要に応じて実施

## 5. 最近の主な検査指摘事項等

### (1) 投資一任業者に対する集中的な検査①

#### (背景等)

- 平成23年度の検査において、AIJ問題(※)が発覚

(※) AIJ投資顧問が、顧客(年金基金)に対し、虚偽の運用成績に基づく説明を行って投資一任契約を勧誘し、締結後も虚偽報告をするなどの法令違反を行っていた事案

- AIJ問題を受けて、投資一任業者について、その業態の特性等に鑑み、特に企業年金を顧客とする業務の実態や法令等遵守状況について優先して検証する必要が認められたことから、金融庁による投資一任業者に対する一斉調査の内容等を踏まえ、監督部局とも連携し、集中的な検査を実施。

⇒ 平成24、25年度において、47件の投資一任業者に対する検査を実施。

#### (主な検証項目)

- ✓ 投資一任契約締結に至るまでの過程で、顧客に対する働きかけ、勧誘及び説明は、適切に行われているか
- ✓ 投資一任契約に基づく運用の開始に当たり、運用資産の十分な調査(デュー・ディリジェンス)に基づき、適切に投資判断及び投資指図を行っているか
- ✓ 運用の開始後、投資一任契約に基づく運用資産の状況について、適切にモニタリングを行い、顧客に適切に報告しているか

## (1) 投資一任業者に対する集中的な検査②

### (勧告事例)

- 投資一任契約の運用指図を行う際、価格の十分な調査等を行っていない状況(善管注意義務違反)
- 投資一任契約の顧客勧誘資料に、他の商品の運用実績を表示する行為等(虚偽・誤解表示)
- 単一の投資信託のみを投資対象とする投資一任契約を勧誘又は締結する際に、当該投資信託と最終投資対象が同一である他の投資信託について解約制限や償還延長が生じているという事実を説明していない状況(誤解表示)
- みなし公務員に対し、投資一任契約を受託することを目的として、頻繁に接待を行う行為(特別の利益の提供)
- 受託した投資一任契約に関し、報酬を過大に受領し、必要な調査等を行わずに投資判断を行い、また、適正な時価評価をせず純資産価額を報告する行為(忠実義務違反)

## (参考)投資一任業者(投資運用業者)に対する継続的な検証の視点

- ✓ 運用業者の決定に先んじて、証券会社が顧客である年金基金と一任契約の特定の組入れ資産を決定することにより、証券会社等の主導の下、顧客との間で、当該特定の資産の組入れを前提とした投資一任契約を締結する、いわゆる「箱貸し」の問題。  
(運用業者による受託者責任の遂行に支障を及ぼすおそれ)
- ✓ 勧誘資料(運用戦略の投資判断に重要な過去の運用実績等)の適切性。
- ✓ 規模の大小を問わず、運用の外部委託(ファンドの組入れ)を行う場合における実態の把握(デュー・ディリジェンス及びモニタリング)の適切な実施の重要性。
- ✓ 特に、外国籍ファンドの組入れを行う場合、国内持込みの届出が行われなければ、実態の把握が困難であることに留意が必要。
- ✓ 投資一任業者については、顧客とファンドの運用者等の外部委託先の双方から報酬を受領するケースにおける適切な利益相反管理の重要性。

## (2) 第二種金融商品取引業者に対する主な指摘事項

- ファンドの運用が適切でないと認識しながら行う勧誘行為等
- 当社営業員により不当な社債の私募又は募集の取扱いが行われており従業員管理態勢が不十分な状況等
- ファンド持分の取得勧誘に関して、顧客に対し、虚偽のことを告げる行為
- ファンドの出資金について分別管理が確保されていないままファンドの出資持分の取得勧誘を行う行為
- 出資金の流用等
- 報告徴取命令に対する虚偽報告
- 第二種金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有していない状況
- その他(検査忌避、虚偽の運用報告書の交付、無登録で私募の取扱いを行っている状況、無登録代理店を利用した海外ファンド等の取得勧誘行為、無登録業者に対する名義貸し 等)



### (3) 金融商品取引業者等に対する行政処分勧告実績（平成26年度）①

	担当	被検査法人	勧告日	業種	勧告の原因となった法令違反行為等
1	関東	インテレス・キャピタル・マネージメント	H26.4.15	二種	○ファンドの私募の取扱いに関して、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況 ○無登録で社債の私募の取扱いを行っている状況
2	委員会	おひさまエネルギーファンド	H26.5.16	二種	○分別管理が確保されていないにもかかわらずファンド持分の取得勧誘を行っている状況 ○当局への虚偽報告
3	関東	ヴェアナキャピタル・ジャパン	H26.5.20	助言・代理	○無登録で海外ファンドの私募の取扱いを行っている状況 ○報告徴取命令で提出を求められた資料の不提出 ○投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況等
4	関東	チャートマスター	H26.5.30	助言・代理	○無登録で店頭デリバティブ取引の媒介を行っている状況 ○無登録業者に名義貸しを行っている状況
5	委員会 関東	むさし証券	H26.6.13	一種 二種	○自己売買による相場操縦行為 ○株券に係る市場デリバティブ取引の自己売買に係る売買審査態勢に不備が認められる状況
6	委員会	ばんせい証券	H26.6.13	一種 二種	○船舶関連私募債の売買に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況等
7	委員会	ばんせい投信投資顧問	H26.6.13	運用 二種 助言・代理	○年金基金との投資一任契約における忠実義務違反
8	関東	トラフィック	H26.6.17	助言・代理 特例業務	○ファンドの運用において、投資者保護上重大な問題が認められる状況 ○無登録でファンドの出資持分の私募を行っている状況
9	関東	ライフスタイルインベストメント	H26.6.17	助言・代理	○無登録で外国株式の募集の取扱いを行い、金銭の預託を受ける行為
10	委員会	ジースリー	H26.7.3	二種 助言・代理	○業務運営の状況に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況等 ○無登録業者に対する名義貸し ○金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない状況

### (3) 金融商品取引業者等に対する行政処分勧告実績（平成26年度）②

	担当	被検査法人	勧告日	業種	勧告の原因となった法令違反行為等
11	委員会	コンサルティング・アルファ	H26.8.1	助言・代理	○無登録で海外ファンドに係る募集又は私募の取扱いを行っている状況
12	関東	FXコーポレーション	H26.8.29	一種	○純財産額及び自己資本規制比率が法定の基準を下回っている状況等
13	近畿	財コンサルティング	H26.9.26	仲介	○外務員の登録を受けた者以外の者に外務員の職務を行わせる行為
14	関東	リアルキャピタルマネジメント	H26.10.17	二種 助言・代理	○適格機関投資家からの出資が行われたように装う行為 ○適格機関投資家等特例業務届出者に名義貸しを行っている状況 ○法定書面の未交付等 ○金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況等

## (参考)金融商品取引業者等に対する行政処分勧告実績(平成25年度)①

	担当	被検査法人	勧告日	業種	勧告の原因となった法令違反行為等
1	委員会	アール・ビー・エス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド	H25.4.5	一種	<ul style="list-style-type: none"> <li>○円LIBORに係る不適切な行為</li> <li>○親法人等からの顧客に関する非公開情報を受領する行為</li> </ul>
2	関東	ライツマネジメント	H25.4.16	二種 助言・代理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○信託受益権の取得勧誘において顧客に対し虚偽のことを告げる行為</li> <li>○劇場型勧誘に関する報告徴取命令に対する虚偽の報告等</li> <li>○無登録の信託受益権を販売している状況</li> <li>○信託受益権が適切に管理・運用されていないことを認識しながら、新たな信託受益権の取得勧誘を継続している状況等</li> <li>○契約締結前交付書面等の記載の不備</li> </ul>
3	委員会	MRI INTERNATIONAL, INC.	H25.4.26	二種	<ul style="list-style-type: none"> <li>○顧客からの出資金を他の顧客に対する配当金及び償還金の支払いに流用する行為等</li> <li>○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為</li> <li>○虚偽の内容の事業報告書を作成し、関東財務局長に提出する行為</li> <li>○報告徴取命令に対する虚偽の報告</li> </ul>
4	委員会	プラザアセットマネジメント	H25.6.25	運用 二種 助言・代理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○投資一任契約の締結又はその勧誘に関し、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為</li> </ul>
5	関東	ケートス・キャピタル・パートナーズ	H25.6.28	運用 助言・代理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○年金基金関係者に対し特別の利益を提供している状況</li> </ul>
6	委員会	With Asset Management	H25.8.8	二種	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当社取扱いのファンドの運用が適切でない(無登録貸金業者への資金供与等)と認識しながら行う勧誘行為等</li> <li>○当社営業員により不当な社債の販売勧誘(無登録第一種金融商品取引業)が行われており従業員管理態勢が不十分な状況</li> <li>○ファンドの取得勧誘に関して、顧客に対し、虚偽のことを告げる行為</li> </ul>
7	関東	アマデウスアドバイザーズ	H25.8.30	運用 二種	<ul style="list-style-type: none"> <li>○投資一任報酬を過大に受領している状況等</li> <li>○投資決定のための必要な調査等を行っていない状況</li> <li>○運用財産の純資産価額について適正な時価評価をせずに報告を行っている状況</li> </ul>

## (参考)金融商品取引業者等に対する行政処分勧告実績(平成25年度)②

	担当	被検査法人	勧告日	業種	勧告の原因となった法令違反行為等
8	関東	ディベックス	H25.8.30	二種	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ファンドの取得勧誘に関して、顧客に対し、虚偽のことを告げる行為</li> <li>○ファンドの出資金について分別管理が確保されていないままファンドの取得勧誘を行う行為</li> <li>○ファンドの出資金を自社の事業に流用し、さらに当該状況を認識しながら出資持分の取得勧誘を続けている状況等</li> <li>○報告徴取命令に対する虚偽報告</li> </ul>
9	関東	K2Investment	H25.9.27	助言・代理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○無登録で外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っている状況</li> </ul>
10	委員会 関東	アブラハム・ブ ライベートバン ク	H25.10.3	助言・代理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○無登録で外国投資証券等の募集又は私募の取扱いを行っている状況</li> <li>○著しく事実に相違する表示又は著しく人を誤認させるような表示のある広告をする行為</li> <li>○顧客の利益に追加するため財産上の利益を提供する行為</li> </ul>
11	関東	IFA JAPAN	H25.10.3	助言・代理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○無登録で外国投資証券の募集又は私募の取扱いを行っている状況</li> </ul>
12	委員会	ドイツ証券	H25.12.5	一種 二種 助言・代理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生年金基金関係者に対し特別の利益を提供している状況</li> </ul>
13	関東	ジーク投資顧 問	H25.12.9	二種 助言・代理 特例業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>○集団投資スキーム持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為等</li> <li>○検査忌避</li> </ul>
14	関東	Global Arena Capital	H25.12.11	運用 二種	<ul style="list-style-type: none"> <li>○集団投資スキーム持分の取得勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為</li> <li>○顧客出資金の目的外運用及び流用</li> <li>○純財産額が法定の最低純資産額に満たない状況等</li> </ul>
15	関東	Liaison Japon 証券 (旧:プロフィッ ト証券)	H26.1.17	一種 二種	<ul style="list-style-type: none"> <li>○純財産額が法定の最低純資産額に満たない状況</li> <li>○業務管理が著しく杜撰な状況の下で社債の販売業務を行う等、業務の運営に関し投資者保護上重大な問題が認められる状況</li> </ul>
16	関東	トラヴィス・コン サルティング	H26.2.21	助言・代理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○無登録業者に名義貸しを行っている状況</li> </ul>
17	関東	K2Investment	H26.3.5	助言・代理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業務停止命令違反</li> </ul>
18	関東	PROUD Asset Management	H26.3.25	二種	<ul style="list-style-type: none"> <li>○無登録業者による投資事業有限責任組合の出資持分の取得勧誘に加担している状況等</li> </ul>

#### (4) 第一種金融商品取引業者に対する主な指摘事項①

事例1：厚生年金基金関係者に対し特別の利益を提供している状況

- 厚生年金基金の役職員はみなし公務員であるところ、当社の年金ソリューション営業部は、3つの厚生年金基金の理事長らに対して接待等を行い、金融商品取引契約につき多額の利益提供をしていたことが認められた。
- 当社の行為は、厚生年金基金の運用に当社商品を組み入れさせる目的で行われており、利益提供が特に高額・多頻度であったこと、金融商品取引契約と利益提供との関連性等を踏まえ、社会通念上妥当と認められる範囲を逸脱したものであることから、「特別の利益提供」との認定を行った。
- なお、本件利益提供は、厚生年金保険法第121条の規定により、刑法その他の罰則の適用について公務員とみなされることとされている厚生年金基金の役職員を相手方として行われたものであった。

#### (4) 第一種金融商品取引業者に対する主な指摘事項②

##### 事例2：投資者保護上問題のある投資信託・債券間の乗換勧誘

- A社は、甲ブラジルリアル建投資信託(米国の社債券への投資運用)と乙ブラジルリアル建世銀債券の2商品について、多数の顧客に対して、甲から乙への乗換勧誘を行う一方で、他の多数の顧客に対して、乙から甲への乗換勧誘を行っていた。
- 上記2商品は、投資信託と債券という異なる金融商品ではあるものの、乗換えに際して各種手数料が生じる一方、いずれもブラジルリアル・円という同一の為替リスクを負う商品であることから、投資家が合理的な投資を行うためには、その乗換勧誘に当たって、投資信託の乗換勧誘の場合と同様に、商品の特性や乗換えに係る費用等について、十分な説明が必要であると考えられる。
- しかしながら、当社においては、投資信託及び外国債券のそれぞれの短期売却については制限されていたものの、異なる金融商品の乗換えについては、商品の特性を踏まえたモニタリング等が行われておらず、また、2商品の特性が営業員に適切に周知されていなかったことから、顧客に対して、為替リスクに関する誤った説明に基づく勧誘が行われるなど、不適切な勧誘事例等が複数認められた。



#### (4) 第一種金融商品取引業者及び投資運用会社に対する主な指摘事項

##### 事例3:

○船舶関連私募債の売買に関し、公益又は投資者保護上重大な問題が認められる状況等

- 当社(証券会社)は商品ファンドαに組み入れていた船舶関連私募債(以下「船舶債」という。)の価値が下落していることを認識していたにもかかわらず、船舶債全額を商品ファンドβへ、更に、船舶債のうち一部分を商品ファンドβから商品ファンドCへ、簿価で売却した。
- 当社における当該行為は、船舶債に含み損が発生していることを認識しながら、船舶債を簿価で取引した行為により、結果的に顧客に損失を生じさせており、極めて重大な問題が認められると同時に、当社とその顧客及び当社子会社の顧客との間の利益相反が生じ得る状況であったにもかかわらず、適切な管理・検証を行っていないことから公益又は投資者保護上重大な問題が認められる。

##### ○年金基金との投資一任契約における忠実義務違反

- 当社子会社(投資運用業者)は、甲年金基金との間で投資一任契約を締結し、同年金基金の運用資金を商品ファンドCへ投資していた中、上記のとおり、当社は、商品ファンドβに組み入れられていた船舶債を、簿価により商品ファンドCに売却した。
- 当社の乙取締役は、当社子会社の運用担当取締役でもあったことから、当社子会社は、こうした当社による取引を当然に知り得る立場にあったが、何ら対応を行わず、その結果、甲年金基金に対し損失を与えたことから、「忠実義務違反」との認定を行った。



## (5) 投資助言・代理業者に対する主な指摘事項

- 報告徴取命令で提出を求められた資料の不提出
- 投資助言・代理業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況等
- 無登録で海外ファンドの私募の取扱いを行っている状況
- 無登録で店頭デリバティブ取引の媒介を行っている状況
- 分別管理が確保されていないにもかかわらずファンド持分の取得勧誘を行っている状況

## 6. 適格機関投資家等特例業務届出者に関する 証券検査の状況

# 適格機関投資家等特例業務届出者 に関する証券検査の状況

平成26年10月24日

証券取引等監視委員会  
証券検査課

# 証券検査の実施状況

- 証券取引等監視委員会(以下「証券監視委」。)・財務局等の実施する証券検査の対象業者数は、25年度末には約8000弱。
- その約40%(3000程度)が、適格機関投資家等特例業務届出者(いわゆるプロ向けファンド業者。以下「特例業者」。)
- 特例業者に対する金融商品取引法(以下「金商法」。)第63条第8項に基づく立入検査(以下「検査」。)の対象となった特例業者数は、最近、大幅に増加も、カバー率は低い。

(注)金融庁は「問題あり届出者数」として全届出者数の約2割弱(500者程度)を公表。

表 検査終了件数の推移

(単位:件数)

	22年度	23年度	24年度	25年度	検査対象業者数 (25年度)
第一種金融商品取引業者	100	90	50	63	278
第二種金融商品取引業者	18	12	18	81	1272
投資助言・代理業者	35	32	38	40	1008
投資運用業者	18	7	6	46	314
登録金融機関	28	27	31	14	1107
<b>適格機関投資家等特例業務届出者</b>	<b>2</b>	<b>5</b>	<b>14</b>	<b>22</b>	<b>3022</b>
その他	9	13	13	17	871
合計	210	186	170	283	7872

- (注)
- ・「その他」には金融商品仲介業者、信用格付業者、自主規制機関等が含まれる。
  - ・特例業者の検査対象業者数には、附則48条による特例投資運用業務(既に募集は終了し運用のみの業務)を行う者は含まない。
  - ・複数の業務種別の登録を受けている場合には、検査終了件数については主たる業務に基づき分類・計上しており、検査対象業者数については当該登録を受ける全ての業務の種別に計上している。

# 問題が認められた特例業者数

- 問題が認められた特例業者は、検査対象の半数以上。  
問題が認められた場合でも、登録取消・業務改善命令等の行政処分を発する権限がないため、検査結果の公表等を実施し、投資者に注意喚起。

(注) 特例業者に対して、金商法上適用される行為規制は、虚偽告知の禁止(金商法第38条第1号)、損失補てんの禁止(金商法第39条)のみ。

- 問題業者の中には、出資金を毀損させている状態で、その後も無登録募集等の金商法違反行為を行う蓋然性が高いため、金商法第192条に基づく裁判所への違反行為の禁止・停止命令の申立て(以下「192条申立て」。)に至った事例もある。

- なお、検査に際しては、必要な書類が確認できない(金商法上、法定帳簿の作成・保存義務がない)、立入検査を行ったが代表者等が不在又は連絡が取れない、といったケースもある。

(単位: 件数)

	22年度	23年度	24年度	25年度	計
検査を終了した特例業者数	2	5	14	22	43
うち、検査結果を公表した特例業者数	1	0	12	11	24
うち、192条申立てを行った特例業者数	0	3	1	1	5
検査結果の公表又は192条申立てを行った特例業者の割合	50%	60%	93%	55%	67%

(注) 上記のほか、特例業者に対して金商法第187条に基づく立入調査(以下「調査」。)を23年度に6件実施し、1件の192条申立てを実施。

# 適格機関投資家等特例業務に関する特例 についての建議

平成26年4月18日  
証券取引等監視委員会

金融庁設置法第21条の規定に基づく建議について

証券取引等監視委員会は、金融庁設置法第21条の規定に基づき、本日、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、下記のとおり建議を行った。

記

適格機関投資家等特例業務に関する特例について

集団投資スキーム(以下「ファンド」という。)のうち適格機関投資家等(1名以上の適格機関投資家及び49名以下の適格機関投資家以外の者)を出資者とするもの(いわゆる「プロ向けファンド」)の販売・投資運用を行う特例業務届出者については、これまでの検査において、

- 顧客に対する虚偽の告知
- 適格機関投資家等特例業務の要件を満たさずに行った登録が必要となるファンドの販売・投資運用
- 出資金の流用・用途不明

など、多数の金融商品取引法違反事例や一般投資家に被害が生じている悪質な事例が認められた。

また、その中には、出資金を毀損させている状態の中、その後も金融商品取引法違反行為を行う蓋然性が高く、裁判所への禁止・停止命令の申立てに至ったものもある。

したがって、こうした状況に鑑みれば、ファンドに係る投資者保護の一層の徹底を図る観点から、適格機関投資家等特例業務に関する特例について、出資者に係る要件を厳格化する等、一般投資家の被害の発生等を防止するための適切な措置を講ずる必要がある。

# 検査で判明した法令違反行為等

法令違反行為等	特例業者数
顧客に対する虚偽の告知	20
特例業務の要件不充足	6
出資金の流用	15
無登録で他社商品の勧誘その他の不適切な勧誘	2
無登録業者による取得勧誘等	9
ファンドの運用実態の不把握、出資者の管理不十分その他の杜撰な業務運営	19
当局への虚偽報告・届出	2

(注1) 検査結果の公表等を行った特例業者37者について認められた問題の内訳。

複数の違反行為等を行っていた特例業者については、重複して計上。

(注2) 特例業者に対して、金商法上適用される行為規制は、虚偽告知の禁止(金商法第38条第1号)、損失補てんの禁止(金商法第39条)のみ。



# 「顧客に対する虚偽の告知」 に関する主な検査事例

- パンフレット等に、収益が生じない限り成功報酬を収受しない旨を記載して勧誘しながら、架空収益を計上して、成功報酬を収受し、経費等に費消。
- ウェブサイト・メール等において、①専属プロトレーダーにより運用、②元本を全額償還しており償還率は100%、③証券会社等プロ投資家も出資、④会計士監査を受けていると、実態と著しく異なる内容を記載。
- 勧誘資料で外国為替証拠金取引による運用を行っているとしながら、実際には投資を行っていない。
- 元本・配当を保証した商品でないにもかかわらず、「満期になれば元本が戻る」「2ヶ月に1回の1%利益配当が必ず得られる」などと告げて勧誘。
- 顧客出資金の一律50%相当を入金直後に売上げとして計上し、自己経費等に使用していたにもかかわらず、手数料・報酬をこれより著しく低額である旨記載したパンフレット等により勧誘。

# 「出資金の流用」等 に関する主な検査事例

- 出資金を、社長知人に対する無担保貸付に充当し、当該貸付の大部分の返済が行われなかったため、分配金支払いに重大な支障が発生。
- 出資金を会社経費の支払いや、取得勧誘を行っていた無登録業者に対する報酬支払い等にあてて、出資金のほぼ全額が毀損。
- 出資金の35～50%相当の金額を、社員の給与等の経費に流用。
- 出資金を、社長の報酬・従業員給与等に流用し、運用益がでていないにもかかわらず上限額の配当を実施。残高は預かり資産の50%以下。
- 出資金の50%を人件費・事務所維持費等に支出。残りの大半を配当金等に充当。残存財産額は出資金相当額と比較して僅少。
- 運用以外に配当・償還金支払に充当。役職員給与等にも流用。出資金の約4割しか投資しておらず、出資金を毀損。現存財産は、預かり資産合計には大きく不足する状況。

# 「ファンドの運用管理が著しく杜撰」 と認められた主な検査事例

- 出資金がどの投資先に充当され、どの経費に充当されていたかも把握できない状態。
- 運用委託契約書など運用を委託したことを証するものが何も保存されていない。運用の報告を受けたとしているが、報告内容も保存していない。
- 出資金が現金による手渡しで行われ、収受の事実を確認できるものは何もなく、出資金が投資されていることを裏付ける書類もない。
- ファンドの目的である投資対象に投資が行われたのかについて全く把握できていない。出資金の用途を把握しておらず、出資金の管理が極めて杜撰。
- 出資金・配当金等を現金で授受したとしているが、書類等の記録を保管しておらず、出資金・配当金の受渡しの管理ができていない。
- 出資金の大半を混同して管理・運用していたため、資金繰り状況を把握できない状態。

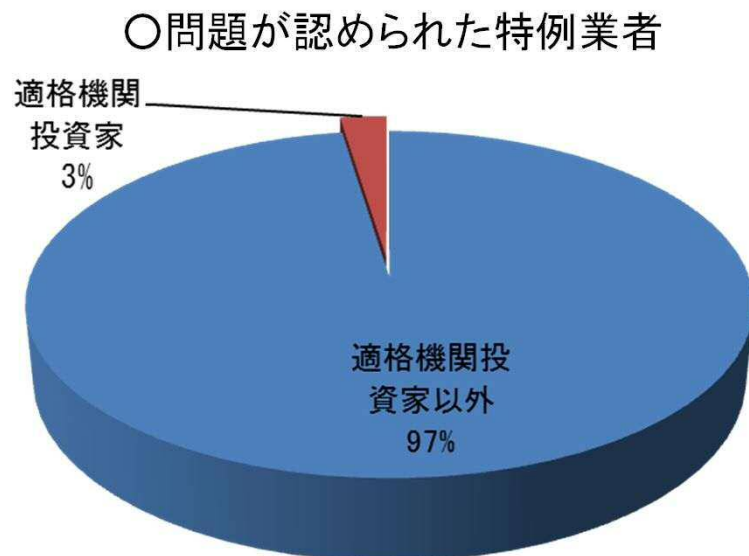
## 問題が認められた特例業者に対する出資の状況(1)

対象件数	1ファンド当たりの適格機関投資家の出資者数		
	1者のみ	複数者	無し
28(注)	26	0	2
割合	92.9%	0%	7.1%

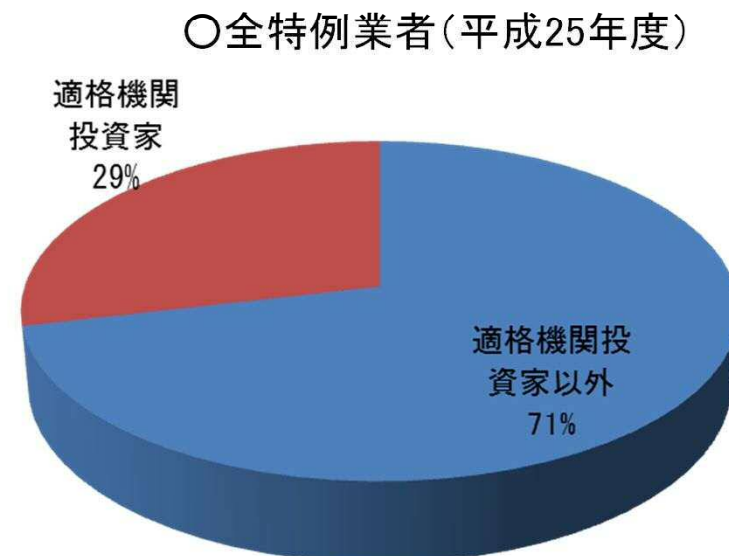
(注) 対象件数28件は、公表37件のうち、適格機関投資家の出資者数が不明な9件を除いた件数  
(出所) 証券監視委による検査結果

### (参考)「プロ向けファンド」に投資を行う適格機関投資家の数と 適格機関投資家以外の数の割合

※金融庁「ファンドモニタリング調査」より。  
運用財産額ベースの割合についてはP.11を参照。



(注) 検査において公表した37者について、「ファンドモニタリング調査」で出資者数の内訳が判明した25者分のみ集計



(出所) 金融庁「ファンドモニタリング調査」を基に作成。  
(ファンドモニタリング調査の調査対象業者は国内業者のみ)

## 問題が認められた特例業者に対する出資の状況(2)

対象件数	適格機関投資家の出資額 <sup>(注1)</sup>				
	～1万円	1万円超～10万円	10万円超～50万円	50万円超～100万円	100万円超
25 <sup>(注2)</sup>	1	12	8	4	0
割合	4.0%	48.0%	32.0%	16.0%	0.0%

(注1) 特例業者が取り扱っていたファンドに係る適格機関投資家の出資額をファンド本数で割り戻したもの

(注2) 対象件数25件は、公表37件のうち、適格機関投資家の出資額が不明な12件を除いた件数

(出所)証券監視委による検査結果

## 問題が認められた特例業者に対する出資の状況(3)

対象件数	募集金額に占める適格機関投資家の出資割合			
	～0.1%	0.1%超～1.0%	1.0%超～2.0%	2.0%超
25 <sup>(注)</sup>	11	11	2	1
割合	44.0%	44.0%	8.0%	4.0%

(注) 対象件数25件は、公表37件のうち、適格機関投資家の出資額が不明な12件を除いた件数

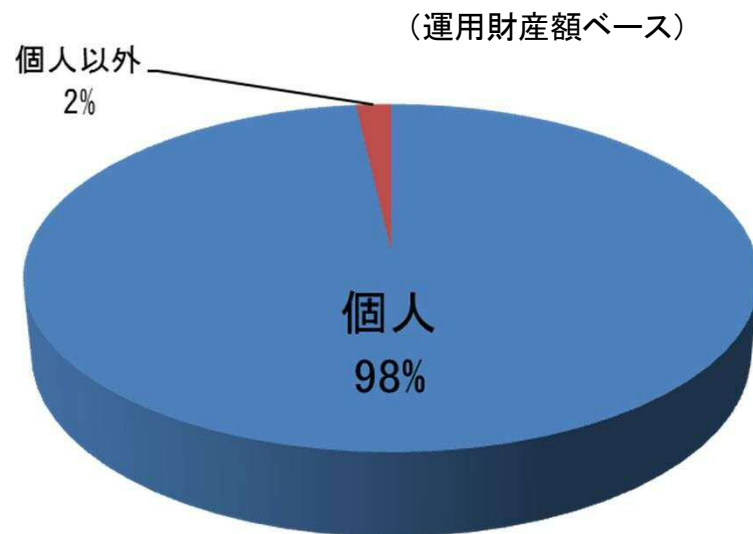
(出所)証券監視委による検査結果

# (参考)問題が認められた特例業者における

## 出資者の属性別割合 「ファンドモニタリング調査」より

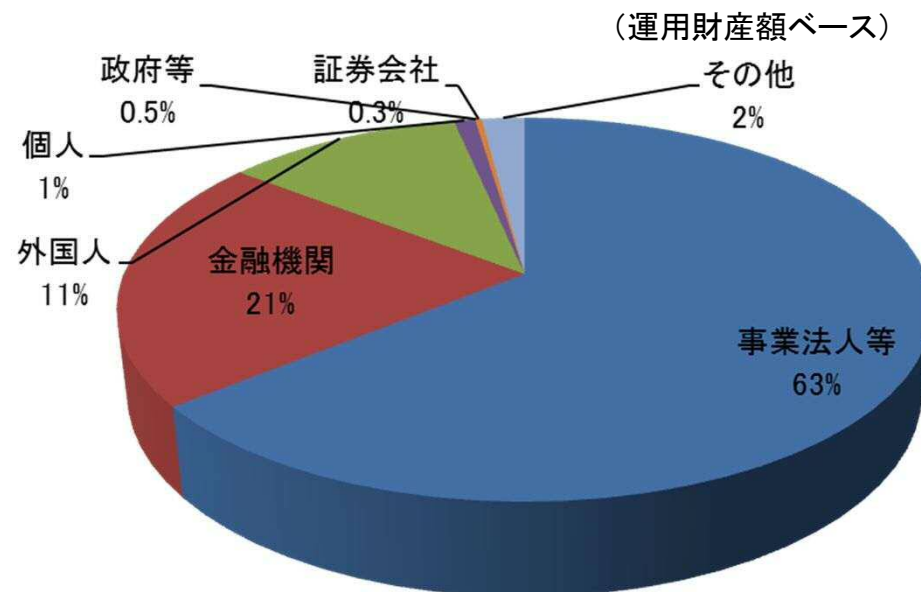
- 検査において問題が認められた特例業者については、運用財産額ベースでみた場合、出資者の大半を個人が占める。

○問題が認められた特例業者



(注)検査において公表した37者について、「ファンドモニタリング調査」で出資者内訳が判明した25者分のみ集計。  
ファンド数ベースでみると、1件を除き全て主たる出資者が個人。

○全特例業者(平成25年度)



(注)各ファンドの主たる出資者の属性による分類。

(出所)金融庁「ファンドモニタリング調査」を基に作成。  
(ファンドモニタリング調査の調査対象業者は国内業者のみ)

## 問題が認められた特例業者に対する出資の状況(4)

- 以上のとおり、問題のある特例業者については、適格機関投資家の出資が極めて少ない一方、個人の出資割合が高い傾向が認められる。
- さらに、「適格機関投資家」の内訳を見ると、下表のとおり、証券会社、銀行等の比率が低い一方で、プロ向けファンドの特例要件を形式上満たすために創設されたと見られる投資事業有限責任組合の比率が高い。
- こうした状態は、専ら、一般投資家からの出資集めが目的であるとの疑義を抱かざるを得ず、プロ向けファンドの特例制度の趣旨にそぐわないおそれ。

適格機関投資家の内訳(注)				
投資事業有限責任組合	証券会社	銀行	一般事業法人	合計
26	5	2	2	35
74.3%	14.3%	5.7%	5.7%	100.0%

(注) 公表37件のうち、適格機関投資家の出資者数・名称が不明な9件を除いた28者をもとに算出。

複数の適格機関投資家から出資を受けている場合は、重複して計上。

(出所) 証券監視委による検査結果

## 問題が認められた特例業者に対する出資の状況(5)

- さらに、問題が認められた特例業者については、個人、特に高齢者が、勧誘等の主な対象となっていると見られる事例が多い。

検査等で把握された個人投資家の年齢の状況		特例業者数
投資家の年齢の具体的な分布状況がある程度確認できた事案	75歳以上が約5割以上	4
	70代以上が4割以上	2
	65歳以上が約9割、又は60代以上が80%以上	5
	50歳以上が5割以上	3
	「30代3割、40代2割、20代2割」、「40・50代が多い」	2
投資家の年齢の具体的な分布状況が確認できなかった事案	高齢者が多い模様	12
	「満遍なく」、「様々」等	2
	不詳	11

(注)検査結果を公表した特例業者37者の内訳。複数の項目に該当する特例業者については重複して計上。



# 個別事案①

**アジア投資株式会社**

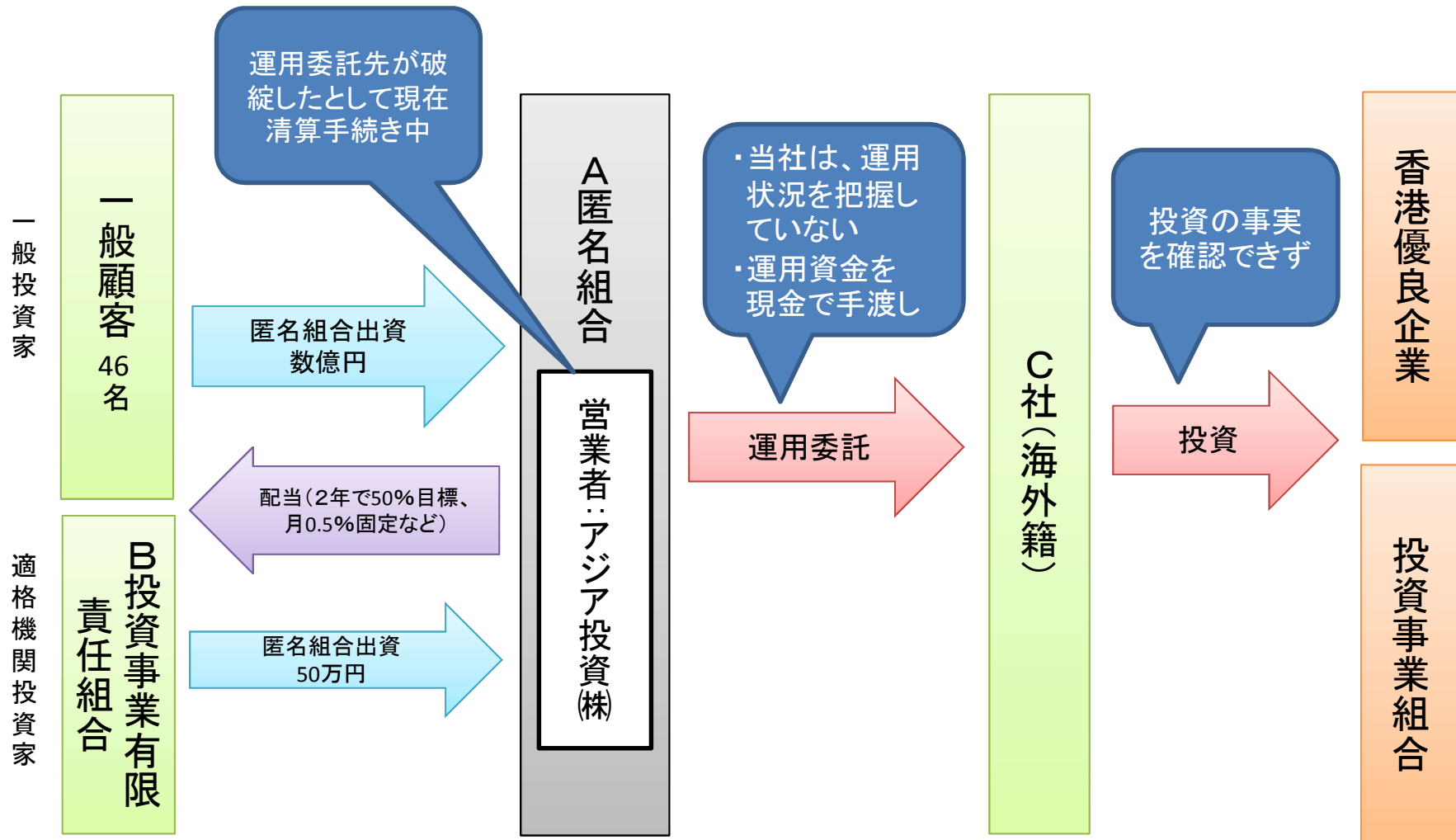
(平成26年4月11日検査結果公表)

## 判明した事項

1. 適格機関投資家として、投資事業有限責任組合が少額(全募集金額の0.2%程度)を出資しており、特例業務の要件を満たしていた。
2. 不適切な勧誘行為
  - 高齢者を中心とした一般投資家に高金利(2年で50%目標、月0.5%固定など)を謳って勧誘。(一般投資家の割合が99.8%)
  - 強制解約されている口座を出資金の振込先に指定して、実際には現金で授受。その実態は一切不明。
3. 運用実態の把握が極めて杜撰
  - 運用委託先への出資金の受渡しについても、現金でやり取りを行うなど運用実態が一切不明。最終的には、運用委託先が破綻したとして、解散し、清算手続に入ったとしているが、実際に運用委託先が破綻したのかさえ明らかではない。
4. 出資者の出資状況の把握が極めて杜撰
  - 契約書その他関係資料を一切保管しておらず、出資残高を検証できる資料も保管していない等。
5. 必要な書類等の存在が確認できないなど、臨店検査においても業務の詳細な検証が困難。

# アジア投資株式会社

(平成26年4月11日検査結果公表)



(注)本資料は説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

## 個別事案②

**F-SEED株式会社**

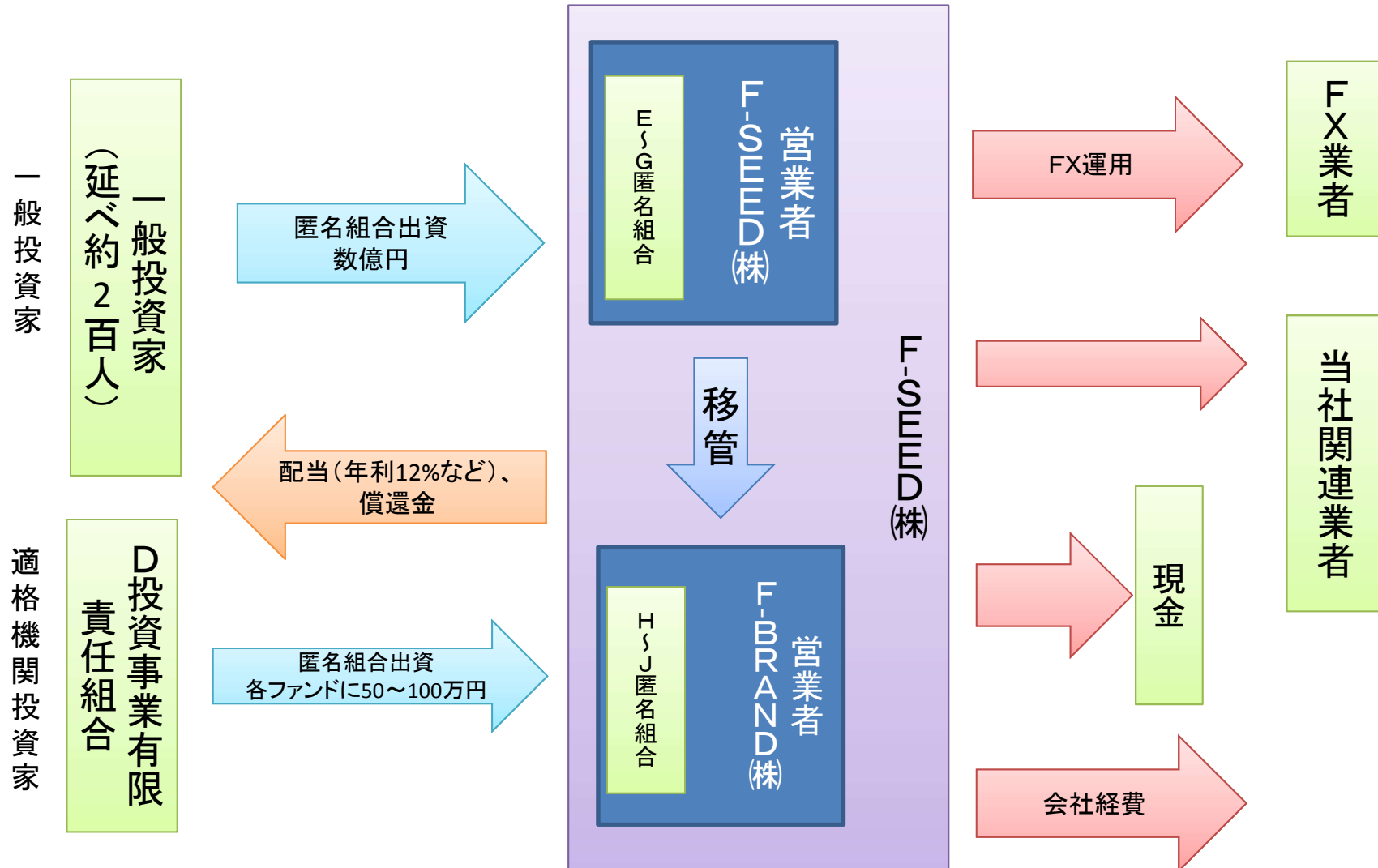
(平成25年3月22日緊急差止命令申立)

## 判明した事項

1. 適格機関投資家として、投資事業有限責任組合が少額(全募集金額の0.4%程度)を出資しており、特例業務の要件を満たしていた。
2. 投資家数が増えてきたため、別の特例業者を設立し、投資家を移管することで、特例要件である「一般投資家数49名以下」を充足。
3. 高齢者を中心に高金利(年利12%など)を謳って勧誘。
4. 営業者報酬及び分配金に係る虚偽告知
  - ・ 収入がない限り営業者報酬を得ない
  - ・ 収入がない限り分配金の支払いを行わない
  - ・ 出資金を原資とした分配を行わないと謳ったパンフレットにより勧誘したにも拘らず、実際には投資運用の収益如何によらず架空収益を計上し、その8割を営業者報酬として計上(実質的に出資金を費消)し、2割を分配金としていた。

# F-SEED株式会社

(平成25年3月22日緊急差止命令申立)



(注)本資料は説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

## 個別事案③

# MJホールディングス株式会社

(平成25年3月1日調査結果公表)

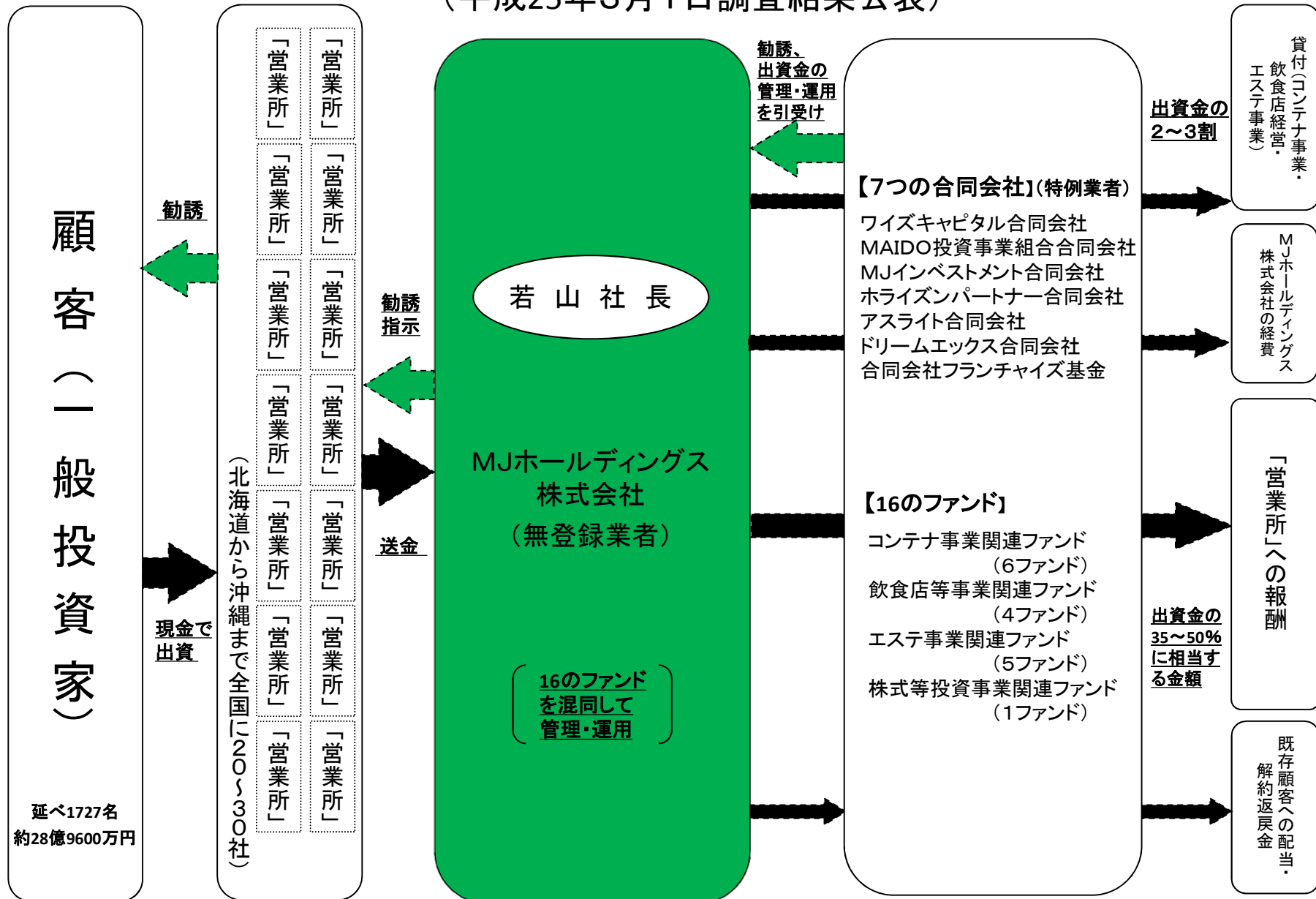
## 判明した事項

1. 多数の特例業者を設立し、資金集めのためのビークルとして利用。実質的に当社が取得勧誘及び運用業務を管理。
2. 当社社長は、知人を特例業者の職務執行者に就任させ、自らが取得勧誘及び運用業務を管理し、無登録で第二種金商業を行っていた。
3. 多数の営業所を利用して、プロとはいえない高齢者を中心に電話等による勧誘を行い、延べ約1700名の投資者から約29億円を集めた。
4. 投資者保護上問題のある行為
  - 営業所に対しては、募集手数料として、出資金額の35～50%を支払い。
  - 配当金の支払原資は、運用利益ではなく出資金。
  - 出資金が適切に管理されず、どこに投資され、どの経費に充当されていたかについても正確に把握できない状態。
  - 出資金のうち約2～3割のみを、特定事業(コンテナ事業、飲食店、エステティック関連事業)を行う会社への貸付に使用していたにすぎない。



# MJホールディングス株式会社

(平成25年3月1日調査結果公表)



(注)本資料は、説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。

# 証券監視委の情報提供窓口等に寄せられた 特例業者に関する情報の例

- 高齢者である一般投資家が、知人である特例業者営業員からファンドを購入したが、一定期間後、配当が出なくなり、しばらくして投資に失敗したので清算し残金を出資額に応じて分配するとの書面が代理人弁護士から郵送された（出資金は大幅毀損）。業者に電話してもつながらない。知人の営業員も給与を貰っておらず、業者の社長等と連絡が取れない（実際に投資運用に失敗したかどうかは、投資者は容易には確認できず）。
- 「金融庁届出業者なので心配ない」として高利回りを謳い勧誘され、数回配当が行われた後に配当がとまった。元本が毀損したとするも、会社側で元本補填して運用するので問題ないと説明するが、実際にどのような運用がなされているか疑わしい。出資金も戻ってくるか分からない。
- 適格機関投資家等特例業務届出者の要件を満たすために、出資者として適格機関投資家1者が含まれているが、事実上自らの支配下にあるような機関投資家に僅かな額を出資させることで要件を満たしており、残りは高齢者を中心とした一般投資家から多額の資金を募っている。
- 要件を満たすために、49名を超えるたびごとに別の63条業者を新たに設立することで、実質的に多数の一般投資家から資金を募っている。
- 出資金が毀損したが、本当に投資に失敗したのか、資金の流用等により毀損したのかわからず、確認しようがない。詐欺ではないか。

## (参考) 特例業者に対する検査結果の公表等の実施状況

### 1. 検査結果の公表

No.	担当	特例業務届出者	公表日	法令違反行為等
1	関東	ハヤシファンドマネジメント	H22.4.16	○特例業務の要件を満たさずに行ったファンドの私募 ○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
2	委員会	ナレッジキャピタル	H24.10.16	○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為
3	委員会	アール・ビー インベストメント・アンド・コンサルティング	H24.10.16	○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○出資金の流用
4	関東	JPアトラス	H24.12.12	○出資金の流用
5	関東	スタンダードソサイエティ	H24.12.12	○出資金の流用
6	近畿	ベルプライムインベストメント	H25.2.7	○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○出資金の流用
7~13	委員会	ワイズキャピタル MAIDO投資事業組合 ホライズンパートナー MJインベストメント アスライト ドリームエックス フランチャイズ基金	H25.3.1	○無登録業者（MJホールディングス）へのファンドの取得勧誘の委託 ○出資金の流用の黙認又は出資金の管理・運用の実態を把握していない状況
14	東海	F-BRAND	H25.4.4	○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○出資金の流用
15	委員会	Limit Investage	H25.6.26	○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○出資金の流用 ○無登録業者へのファンドの取得勧誘の委託
16	関東	プラスワン・エコノミー	H25.12.11	○無登録業者による金融商品取引業を行う旨の表示及び金融商品取引契約の締結の勧誘行為 ○報告徴取命令に対する虚偽報告
17	委員会	スマイリングパートナーズ	H26.2.4	○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○配当金及び償還金の支払いが停止しているにもかかわらず、ファンドの取得勧誘を継続しており、また、ファンドに対する運用管理が著しく杜撰な状況
18	委員会	スラージュマン	H26.2.4	○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○利息及び償還金の支払いが停止しているにもかかわらず、ファンドの取得勧誘を継続しており、また、ファンドに対する運用管理が著しく杜撰な状況

No.	担当	特例業務届出者	公表日	法令違反行為等
19~23	関東	アセットアーク1号から同5号	H26.3.10	○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○出資金の用途を把握せず、また、出資金を原資として配当金を支払うなど、出資金の管理を極めて杜撰に行っている状況
24	中国	ウイン西和	H26.3.26	○特例業務の要件を満たさずに行ったファンドの私募及び運用
25	委員会	アジア投資	H26.4.11	○運用実態の把握が極めて杜撰な状況 ○出資者の出資状況の把握が極めて杜撰な状況 ○不適切な勧誘行為
26	委員会	アール・オー・イー	H26.4.11	○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○出資金の流用 ○業務運営が著しく杜撰な状況
27~29	関東	アルファ・メディア インテレスCX ジー・クエスト	H26.4.15	○出資金の流用 ○虚偽の運用報告書を顧客へ交付 ○分配基準未達で顧客へ配当実施
30	近畿	渡邊和彦	H26.9.26	○特例業務の要件を満たさずに行ったファンドの私募及び運用 ○虚偽の変更届出書の提出

### 2. 裁判所への申立て

No.	担当	特例業務届出者	申立日	法令違反行為等
1	委員会 (北海道)	ジャパンリアライズ (及びその役職員2名)	H23.4.28	○特例業務の要件を満たさずに行ったファンドの私募及び運用 ○出資金の流用
2	委員会	ベネフィットアロー (及びその役員等3名)	H23.6.24	○他の会社から委託を受けて行った当該他の会社に係るファンドの取得勧誘
3・4	委員会	Eファクトリー エクセレント (並びにその役員1名)	H23.12.22	○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○出資金の流用
5	委員会 (東海)	F-SEED (及びその使用人1名)	H25.3.22	○金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為 ○出資金の流用
6	委員会 (東海)	アイエムビジョン (及びその役員1名)	H26.1.10	○特例業務の要件を満たさずに行ったファンドの私募及び運用 ○出資金の流用
7	委員会	UAG (及びその役職員2名)	H26.6.6	○特例業務の要件を満たさずに行ったファンドの私募

(補足資料)

直近の特例業者に関する検査結果の公表事例

株式会社リアルキャピタルマネジメントに対する検査結果に基づく勧告について

1. 勧告の内容

関東財務局長が株式会社リアルキャピタルマネジメント(神奈川県小田原市、代表取締役 田中 栄二(たなか えいじ)、資本金10百万円、常勤役員2名、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業。)を検査した結果、下記のとおり、当該金融商品取引業者に係る問題が認められたので、本日、証券取引等監視委員会は、内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、行政処分を行うよう勧告した。

2. 事実関係

○ 不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いと認められる状況等

(1) 適格機関投資家からの出資が行われたように装う行為

株式会社リアルキャピタルマネジメント(以下「当社」という。)は、23の適格機関投資家等特例業務を行おうとする者(以下「特例業務届出希望者」という。)から、その組成するファンドに出資を行う適格機関投資家を紹介して欲しいとの依頼を受け、適格機関投資家である海外のA証券の代理人と称する045fund合同会社(代表社員 井上 磨揮(いのうえ まき)。以下「045fund社」という。)に当該ファンドへの出資を依頼することにより、A証券から当該ファンドに出資を行わせる旨を約す行為を行っていた。

そして、当該ファンドには045fund社から出資が行われた。

しかしながら、実際には、当社及び045fund社は、特例業務届出希望者から受け取った資金の一部を、045fund社を通じて、当該特例業務届出希望者が組成したファンドへの出資に充てていたものである。

このスキームは、当社及び045fund社が考案したもので、当社は、A証券から出資がされていないこと及び同証券による出資とされていた資金が、当該特例業務届出希望者から拠出されたものであることを認識していた。

当社において上記の行為が行われている状況は、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第52条第1項第9号に掲げる「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為をした場合において、その情状が特に重いつき」に該当するものと認められる。

(2) 自己の名義をもって、他人にファンド持分の取得勧誘を行わせている状況(名義貸し)

当社は、平成24年4月1日から同年7月13日までの間に、クリーンコントロールベトナム合同会社(以下「クリーン社」という。)が組成、運用するファンドの出資持分の取得勧誘について、クリーン社に対し、当社の名義を用いてこれを行わせていた。

当社における上記の行為は、金商法第36条の3(名義貸しの禁止)に違反するものと認められる。

(3) 法定書面の未交付等

当社は、契約締結前交付書面などの法定書面の未交付等、多くの法令違反が認められる状況となっている。

(4) 金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成が確保されていない状況等

当社の業務の多くは、代表取締役一人により主体的に処理されているところ、当社代表取締役が行った上記(1)ないし(3)記載の業務において法令違反等の問題が認められ、当社はこれらの業務によって、営業収益のほとんどを上げている。

したがって、当社代表取締役は、業務運営に当たり、法令等遵守意識が著しく欠如しているものと認められる。

当社における上記の状況は、金商法第29条の4第1項第1号二に掲げる「金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者」に該当するものと認められ、このような当社の状況は、金商法第52条第1項第1号に該当するものと認められる。

## クリーンコントロールベトナム合同会社に対する検査結果について

### 1. 検査結果

関東財務局長がクリーンコントロールベトナム合同会社(東京都中央区 代表社員 秋山 儀明(あきやま よしあき)、資本金10百万円、常勤役員1名 適格機関投資家等特例業務届出者、金融商品取引業の登録はない。以下「当社」という。)を検査した結果、下記のとおり、当該適格機関投資家等特例業務届出者に係る問題が認められたので、本日、関東財務局長は、当社に対して検査終了通知を行った。

### 2. 事実関係

当社は、平成24年2月から、適格機関投資家等特例業務(以下「特例業務」という。)として自らを営業者とする匿名組合(以下「本件ファンド」という。)の出資持分の取得勧誘を行っている(当社の業務執行については、当社の会長と称する金星 三男(かねほし みつお)が、その実質的な代表者として、指示、決定、統括している。)

#### (1) 第二種金融商品取引業に係る無登録営業

特例業務については、1名以上の適格機関投資家を相手方とする取得勧誘が行われることが要件の一つとされている。

当社は、本件ファンドに唯一の適格機関投資家として出資しているのは、海外のA証券としていた。

しかしながら、当社は、実際には、特例業務の開始当初から、本件ファンドにおいて、A証券を含む適格機関投資家からの出資を全く受けていないことから、本件ファンドの出資持分の取得勧誘は、金融商品取引法(以下「金商法」という。)第63条第1項第1号に規定する特例業務の要件を充足していない。

したがって、当社が業として行った上記行為は、金商法第28条第2項に規定する「第二種金融商品取引業」に該当し、当社が同法第29条に基づく登録を受けることなく、上記行為を行うことは、同条に違反するものと認められる。

#### (2) 金融商品取引業者の名義を用いた取得勧誘

当社は、平成24年4月1日から同年7月13日までの間に、株式会社リアルキャピタルマネジメント(第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者。以下「リアル社」という。)との合意のもと、リアル社の名義を用いて、本件ファンドの出資持分の取得勧誘を行った。

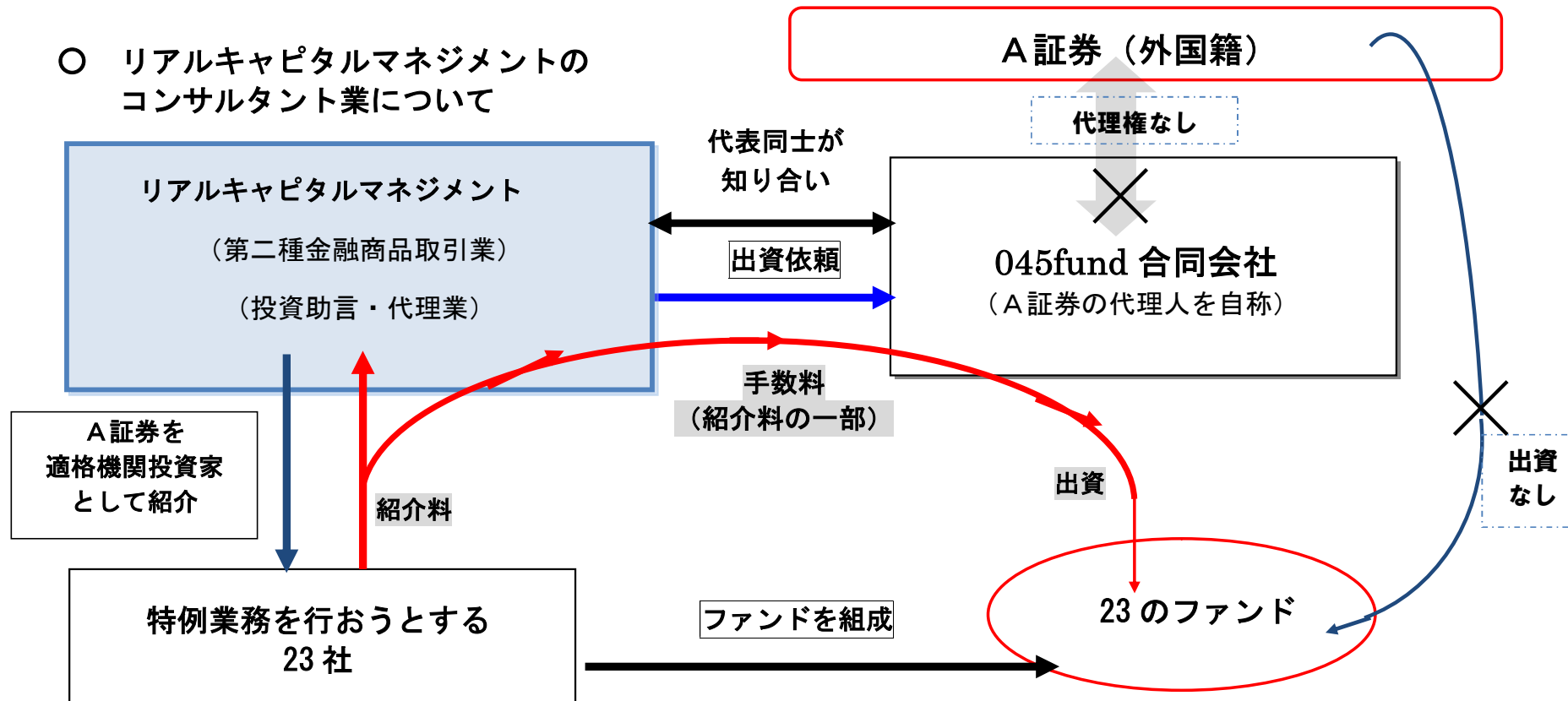
#### (3) 出資金の流用

当社は、平成24年2月9日から同年10月27日までの間に本件ファンドに出資した顧客13名の出資金約2,200万円のうち、少なくとも約1,200万円を匿名組合契約で定められた事業のために運用することなく、当社社員及び関連会社の経費等に流用していた。

当社が行った上記(2)及び(3)の行為は、投資者保護上問題があると認められる。

- ・株式会社リアルキャピタルマネジメントに対する検査結果に基づく勧告について
- ・クリーンコントロールベトナム合同会社に対する検査結果について（平成 26 年 10 月 17 日公表）

○ リアルキャピタルマネジメントの  
コンサルタント業について



各ファンドに対する「A証券」からの出資とされていた資金は、  
「リアル社」及び「045fund社」が、上記23社から受けた資金の一部を充てていたもの  
→ **適格機関投資家からの出資であるように装っていた。**

(注)本資料は説明のために簡略化しており、一部、省略やデフォルメされているところがある。



# ご清聴ありがとうございました

情報提供は

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/index.html>

tel: 0570-00-3581

(一部のIP電話等からは03-3581-9909)

年金運用ホットラインは

<http://www.fsa.go.jp/sesc/support/pension.htm>

tel: 03-3506-6627

公益通報の通報・相談は

<http://www.fsa.go.jp/sesc/koueki/koueki.htm>

tel: 03-3581-9854